

外国人利用手順に関する労働移住大臣規程 2015 年第 16 号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国労働大臣は、

- a. 外国人労働者利用手順に関する労働移住大臣規程 2013 年第 12 号は労働事情の進展に合わせていないため調整が必要であること、
- b. a に規定の外国人労働者利用手順は、労働に関する法律 2003 年第 13 号の第 42 条(1)項、第 43 条(4)項、第 44 条(2)項及び外国人労働者の利用及び付き添い労働者の研修実施に関する大統領規程 2014 年第 72 号の実施を成すものであること、
- c. a に規定の外国人労働者利用手順は、政府、州政府、県/市政府の行政分担に関する政令 2007 年第 38 号の第 9 条(1)項に規定の規範、基準、手続き、規準を成すものであること、
- d. a, b, c を考慮し、大臣規程を定める必要があること、

を考慮し、

1. 労働監督に関する法律 1948 年第 23 号の全国での適用に関する法律 1951 年第 3 号 (官報 1951 年 4 号)
2. 労働報告義務に関する法律 1981 年第 7 号 (官報 1981 年 39 号、官報追記 3201 号)
3. 労働に関する法律 2003 年第 13 号 (官報 2003 年 39 号、官報追記 4279 号)
4. 投資に関する法律 2007 年第 25 号 (官報 2007 年 67 号、官報追記 4724 号)
5. 経済特区に関する法律 2009 年第 39 号 (官報 2009 年 147 号、官報追記 5066 号)
6. 入国管理に関する法律 2011 年第 6 号 (官報 2011 年 52 号、官報追記 5216 号)
7. 通貨に関する法律 2011 年第 7 号 (官報 2011 年 64 号、官報追記 5223 号)
8. 地方政府に関する法律 2014 年第 23 号 (官報 2014 年 244 号、官報追記 5587 号)
9. 政府、州政府、県/市政府の行政分担に関する政令 2007 年第 38 号 (官報 2007 年 82 号、官報追記 4737 号)
10. 労働移住省で有効な非税国家収入の種類と料金に関する政令 2012 年第 65 号 (官報 2012 年 154 号、官報追記 5333 号)
11. 通行管理手数料と外国人労働者雇用許可延長手数料に関する政令 2012 年第 97 号 (官報 2012 年 216 号、官報追記 5358 号)
12. 入国管理に関する法律 2011 年第 6 号の実施規程に関する政令 2013 年第 31 号 (官報 2013 年 68 号、官報追記 5409 号)
13. 外国人労働者の利用及び付き添い労働者の研修実施に関する大統領規程 2014 年第 72 号 (官報 2014 年 162 号)
14. 労働省に関する大統領規程 2015 年第 18 号 (官報 2015 年 19 号)
15. 省庁の設立と 2014-2019 年勤労内閣任命に関する大統領令 2014 年第 121/P 号
16. 法案、政令案、大統領規程案の制定と労働省における大臣規程案制定の準備手順に関する労働大臣規程 2015 年第 8 号 (官報 2015 年 411 号)

を鑑み、

以下を決定した：

外国人労働者利用手順に関する労働移住大臣規程を定める。

第 1 章
総則

第 1 条

本大臣規程の中で、

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

1. 外国人労働者とは、インドネシア領域で働く目的でビザを保有する外国人のことであり、以後、TKA と称する。
2. 付き添いインドネシア人労働者 (TKI Pendamping) とは、技術移転と専門性の移転の枠組みにおいて、TKA の付き添い者として指名されたインドネシア人労働者のことである。
3. TKA 雇用者 (Pemberi kerja TKA) とは、賃金或いはその他の形態による報酬を支払うことにより TKA を雇用する法人或いはその他の機関のことである。
4. 外国人労働者利用計画とは、TKA 雇用者が作成し、大臣或いは指名された官吏が承認する、特定の役職における一定期間内の外国人労働者利用計画のことであり、以後、RPTKA と称する。
5. 外国人労働者雇用許可とは、大臣或いは指名された官吏により、TKA 雇用者に対し与えられる、書面による許可のことであり、以後、IMTA と称する。
6. TKA サービスオンラインシステムとは、RPTKA の申請から IMTA の発行までを行うために TKA 雇用者の 1 アカウントを通じて TKA 雇用者が利用するウェブベースのアプリケーションのことであり、以後、オンラインと称する。
7. TKA 利用補償金とは、TKA の利用に対し、TKA 雇用者が国家に支払うべき補償金のことであり、以後、DKP-TKA と称する。
8. 緊急かつ差し迫った業務とは、早急な対応を必要とし、すぐに対処しないと会社及び/或いは一般社会に致命的な損失を及ぼしうる業務のことである。
9. 一時的業務とは、その時々々の業務或いは短期間に完了できる業務のことである。
10. 興行サービス業とは、インドネシアにおいて一時的に芸術・スポーツ分野の外国人労働者を招聘・帰還させる形で行われる、娯楽実施取り扱い活動のことである。
11. 経済特区とは、特別な性格の経済機能を行い、特定の便宜を得るインドネシア共和国統一国家領域内の地域のことであり、以後 KEK と称する。
12. 自由貿易地域・自由港とは、関税領域とは切り離されており、関税、付加価値税、奢侈税、消費税の課税が免除される、インドネシア共和国統一国家領域内の地域のことであり、以後 KPBPB と称する。
13. ワンドア統合サービスとは、申請から書類の発行までの管理プロセスを同じ場所で統合的に行う許認可・非許認可活動のことであり、以後 PTSP と称する。
14. 大臣とは労働分野の行政を担う大臣のことである。
15. 総局長とは、労働者雇用育成・雇用機会拡大総局長のことである。
16. 局長とは、外国人労働者利用管理局長のことである。
17. 州の局とは、州の労働分野を管轄する機関のことである。
18. 県/市の局とは、県/市の労働分野を管轄する機関のことである。

第 2 条

本大臣規程は、TKA 利用管理の枠組みにおけるステークホルダー向けの指針として利用される。

第 3 条

- (1) 1 人の TKA を雇用する TKA 雇用者は、TKA 雇用者の会社において少なくとも 10 人以上のインドネシア人労働者 (TKI) を雇用できなければならない。
- (2) (1) 項の規定は下記の者には適用されない：
 - a. 取締役メンバ、コミサリス会メンバ、或いは理事メンバ、役員メンバ、監事メンバ
 - b. 緊急かつ差し迫った業務のために雇用する TKA
 - c. 一時的業務のために雇用する TKA
 - d. 興業サービス業のために雇用する TKA

労働大臣令 2015 年第 35 号では、前規定である 16 号の第 3 条は全削除となり、外国人雇用 1 名に対してインドネシア人労働者 10 名の雇用は規定から外れました。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第4条

- (1) TKA 雇用者に含まれるのは：
- a. 政府機関
 - b. 国際機関
 - c. 外国国家代表事務所
 - d. 国際組織
 - e. 外国商事駐在員事務所、外国駐在員事務所、外国報道代表事務所
 - f. 外国民間企業、インドネシアの管轄機関に登録済みの外国事業体
 - g. インドネシアの法律に基づき設立された株式会社或いは財団形態の法人
 - h. 社会、宗教、教育、文化組織、及び
 - i. 興行サービス事業
- (2) 民事連合、フィルマ (Fa)、有限会社 (CV)、共同事業/アソシエイト (UB)、個人商店 (UD)、協同組合形態の TKA 雇用者は、法律で定めがある場合を除き、TKA を雇用することが禁じられる。

(労働大臣令 2015 年第 35 号追記)

第 4A 条

国内資本投資 (PMDN) 形態の TKA 雇用者は、コミサリス職にて TKA を雇用することが禁じられる。

第2章

外国人労働者利用計画承認手順

第1部

外国人労働者利用計画

第5条

- (1) TKA を雇用する予定の TKA 雇用者は、大臣或いは指名を受けた官吏が承認した RPTKA を保有しなければならない。
- (2) (1) 項の規定は、政府機関、国際機関、外国国家代表事務所には適用されない。
- (3) (1) 項に規定の RPTKA は IMTA 取得の根拠として使われる。

第6条

- (1) RPTKA を取得するために、TKA 雇用者は下記をアップロードし、局長経由で総局長に対しオンラインで申請を行わなければならない：
- a. TKA 利用の理由
 - b. 記入済みの RPTKA 書式
 - c. 管轄機関からの事業許可
 - d. 設立証書と管轄機関からの承認決定書及び/或いはその変更
 - e. 会社組織図
 - f. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推奨状
 - g. 地元地方政府からの会社所在地証明書
 - h. TKA 雇用者の納税者番号 (NPWP)
 - i. TKA の付き添い者としてのインドネシア人労働者の指名書と付き添いプログラム計画
 - j. TKA の役職資格に応じたインドネシア人労働者向けの職業研修実施表明書、及び
 - k. 労働報告義務に関する法律 1981 年 第 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (2) (1)項 b に規定の RPTKA 書式 に記載するのは、
- a. TKA 雇用者名
 - b. TKA 雇用者住所
 - c. 会社代表者名
 - d. TKA が就く予定の役職名
 - e. TKA の役職説明
 - f. TKA の数
 - g. TKA の業務場所
 - h. TKA 利用期間
 - i. TKA の賃金/給料
 - j. 雇用開始日
 - k. 雇用するインドネシア人労働者数と創出される雇用機会
 - l. 付き添いインドネシア人労働者としてのインドネシア人労働者の指名
 - m. インドネシア人労働者の研修プログラム計画
- (3) (1) 項 d に規定の要件は、TKA 雇用者が下記に該当する場合に免除される：
- a. 政府機関
 - b. 国際機関
 - c. 外国国家代表事務所
 - d. 国際組織
 - e. 外国商事駐在員事務所、外国駐在員事務所、外国報道代表事務所
 - f. 外国民間企業、インドネシアの管轄機関に登録済みの外国事業体
- (4) (2)項に規定の RPTKA の書式は、本大臣規程の添付書式 1a から 1d に記載の通り。

第 2 部

外国人労働者利用計画の妥当性評価

第 7 条

- (1) 第 6 条(1)項に規定の RPTKA 承認申請は、書類の不備の有無について確認を行う。
- (2) 申請書類に不備がある場合、外国人労働者利用管理総局の担当者は、そろえなければならない必要書類についてオンラインで通知すること。
- (3) 申請書類に不備がない場合、大臣の定める役職リストを指針とし、国内労働市場のニーズを考慮しつつ、妥当性の評価を行う。
- (4) (3)項に規定の妥当性評価は、必要な場合、現場確認を行うことも可能。
- (5) RPTKA 妥当性評価手順は法規に準拠する。

第 3 部

外国人労働者利用計画の承認

第 8 条

RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 3 営業日以内に RPTKA 承認決定書を発行しなければならない。

第 9 条

業務場所が州をまたぐ場合、第 8 条に規定の RPTKA は、権限に応じ州或いは県/市による IMTA 延長の根拠として利用が可能。

第 10 条

第 8 条に規定の RPTKA 承認決定書の発行を行う者は：

- a. 50 人以上の TKA を雇用する TKA 雇用者の場合、総局長
- b. 50 人未満の TKA を雇用する TKA 雇用者の場合、局長

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 11 条

- (1) 第 8 条に規定の RPTKA 承認決定に記載されるのは：
- a. TKA 利用の理由
 - b. TKA の役職及び/或いはポジション
 - c. TKA の業務場所
 - d. TKA の賃金/給与の額
 - e. TKA の数
 - f. TKA 利用期間
 - g. 付き添いインドネシア人労働者として指名されるインドネシア人労働者の数、及び
 - h. 雇用するインドネシア人労働者の数
- (2) (1)項 g の規定は下記の者には適用されない：
- a. 取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバー
 - b. 緊急かつ差し迫った業務のために雇用する TKA
 - c. 一時的業務のために雇用する TKA
 - d. 興業サービス業のために雇用する TKA

第 12 条

RPTKA は最長 5 年間の期間で供与が可能であり、国内の労働市場の状況を考慮して延長が可能。

第 4 部

緊急かつ差し迫った業務のための外国人労働者利用計画

第 13 条

- (1) 緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA の承認を受けるために、TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長経由で総局長に対しオンラインで申請を行うこと：
- a. TKA 利用の理由
 - b. 記入済みの RPTKA 書式
 - c. 管轄機関からの事業許可
 - d. TKA 雇用者からの緊急かつ差し迫った事態の表明書
- (2) (1)項 b に規定の RPTKA 書式に記載するのは：
- a. TKA 雇用者の名前
 - b. TKA 雇用者の住所
 - c. TKA の役職
 - d. TKA の役職説明
 - e. TKA の数、及び
 - f. TKA の業務場所
- (3) (2)項に規定の 緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA の書式は本大臣規程の添付書式 2 に記載の通り。

第 14 条

緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 1 営業日以内に RPTKA の承認決定書を発行しなければならない。

第 15 条

緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA は最長 1 か月の期間で供与され、延長は不可。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 5 部
一時的業務のための外国人労働者利用計画

第 16 条

一時的業務のための RPTKA は下記の目的で供与される：

- ~~a. 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力~~
- b. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- ~~c. 講演を行う~~
- ~~d. インドネシアにある本社或いは代表事務所と行われる会議への参加~~
- e. インドネシアにある支社において 1 ヶ月を超える期間（黄色部分追記）、監査、生産品質管理、或いは検査
- ~~f. 外国人労働者の勤務能力のトライアル~~
- ~~g. 一度で完了する業務~~
- h. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

労働大臣令 2015 年第 35 号では、前規定である 16 号の第 16 条のうち、一部削除また改変となり、技術指導に関する業務、講演、本社支社などでの会議、期間の短い監査・検査などは IMTA 取得義務がないものと解釈できます。

最終的に 35 号では、第 16 条条文は下記の通りとなりました。

第 16 条

一時的業務のための RPTKA は下記の目的で供与される：

- a. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- b. インドネシアにある支社において 1 か月を超える期間、監査、生産品質管理、或いは検査を行う
- c. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

第 17 条

(1) 一時的業務のための RPTKA 承認を得るために、TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長経由で総局長に対しオンラインで申請を行うこと：

- a. TKA 利用の理由
- b. 記入済みの RPTKA 書式
- c. 管轄機関からの事業許可
- d. 設立証書と管轄機関からの承認決定書及び/或いはその変更
- e. 会社組織図
- f. 地元地方政府からの会社所在地証明書
- g. TKA の付き添い者としてのインドネシア人労働者の指名書
- h. 労働報告義務に関する法律 1981 年 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明、及び
- i. TKA 雇用者の納税者番号

(2) (1) 項 b に規定の RPTKA に記載するのは、

- a. TKA 雇用者の名前
- b. TKA 雇用者の住所
- c. TKA の役職
- d. TKA の役職説明
- e. TKA の業務場所
- f. TKA の数、及び
- g. TKA 利用期間

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (3) (2)項に規定の一時的業務のための RPTKA の書式は、本大臣規程の添付書式 3 に記載の通り。

第 18 条

一時的業務のための RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 3 営業日以内に RPTKA 承認決定書を発行しなければならない。

第 19 条

一時的業務のための RPTKA は最長 1 か月、ただし第 16 条 b、g、h の場合には 6 カ月の期間で供与され、延長不可。

第 6 部

経済特区と自由貿易地域・自由港のための外国人労働者利用計画

第 20 条

KEK と KPBPB で RPTKA を取得するために、TKA 雇用者は、第 6 条 (1) 項に規定の必要書類を添付或いはアップロードの上、KEK と KPBPB で指名を受けた官吏に対し書面或いはオンラインで申請を行うこと。

第 21 条

KEK と KPBPB における RPTKA 妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、指名を受けた官吏は 3 営業日以内に RPTKA の承認決定書を発行すること。

第 7 部

水域用の外国人労働者利用計画

第 22 条

水域における RPTKA の承認を得るために、TKA 雇用者は、第 6 条 (1) 項に規定の必要書類をアップロードの上、総局長或いは局長に対しオンラインで申請を行うこと。

第 23 条

水域用の RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 3 営業日以内に RPTKA 承認決定書を発行しなければならない。

第 8 部

興行サービス業のための外国人労働者利用計画

第 24 条

- (1) 興行サービス業のための RPTKA の承認を得るために、TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長経由で総局長に対しオンラインで申請を行わなければならない：
- a. TKA 利用の理由
 - b. 記入済みの RPTKA 書式
 - c. 管轄機関からの事業許可
 - d. 会社組織図
 - e. 設立証書と管轄機関からの承認決定書及び/或いはその変更
 - f. 地元地方政府からの会社所在地証明書
 - g. 労働報告義務に関する法律 1981 年 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- h. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推薦状、及び
 - i. TKA 雇用者の納税者番号
- (2) (1)項 b に規定の RPTKA に記載するのは、
- a. TKA 雇用者名
 - b. TKA 雇用者住所
 - c. TKA の役職
 - d. TKA の役職説明
 - e. TKA の数
 - f. TKA の業務場所、及び
 - g. TKA 利用期間
- (3) (2)項に規定の興行サービス業のための RPTKA の書式は、本大臣規程の添付書式 4 に記載の通り。

第 25 条

興業サービス業のための RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 3 営業日以内に RPTKA 承認決定書を発行しなければならない。

第 9 部

カラオケガイドのための外国人労働者利用計画

第 26 条

- (1) カラオケガイドのための RPTKA の承認を得るために、TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長経由で総局長に対しオンラインで申請を行わなければならない：
- a. TKA 利用の理由
 - b. 記入済みの RPTKA 書式
 - c. 管轄機関からの事業許可
 - d. 会社組織図
 - e. 設立証書と管轄機関からの承認決定書及び/或いはその変更
 - f. 地元地方政府からの会社所在地証明書
 - g. 労働報告義務に関する法律 1981 年 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明書
 - h. 業務契約、及び
 - i. TKA 雇用者の納税者番号
- (2) (1)項 b に規定の RPTKA に記載するのは、
- a. TKA 雇用者名
 - b. TKA 雇用者住所
 - c. TKA の役職
 - d. TKA の役職説明
 - e. TKA の数、及び
 - f. TKA 利用期間
- (3) (2)項に規定の興行サービス業のための RPTKA の書式は、本大臣規程の添付書式 5 に記載の通り。

第 27 条

カラオケガイドのための RPTKA の妥当性評価の結果、要件を満たしている場合、総局長或いは局長は 3 営業日以内に RPTKA 承認決定書を発行しなければならない。

第 28 条

カラオケガイドのための RPTKA は 6 か月の期間で総局長或いは局長が発行し、延長は不可。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 29 条

カラオケガイドとして外国人労働者を雇用する TKA 雇用者は少なくとも TKA カラオケガイドの 5 倍以上のインドネシア人労働者を雇用すること。

第 3 章

外国人労働者利用計画の延長

第 30 条

- (1) 州をまたぐ RPTKA の延長は TKA 雇用者が総局長或いは局長に対しオンラインで申請する。
- (2) 1 州内で変更を変更を伴わない RPTKA の延長は、TKA 雇用者が書面或いはオンラインで州の局長に申請する。
- (3) (1) 項と (2) 項に規定の RPTKA の延長申請には、下記を添付或いはアップロードする：
 - a. TKA 利用の理由
 - b. 記入済みの RPTKA 書式
 - c. 地元地方政府からの会社所在地証明書
 - d. 労働報告義務に関する法律 1981 年 7 号に基づくまだ有効な労働報告義務証明
 - e. 技術移転と専門性の移転の枠組みにおける研修実施実績報告書、研修修了証を添付のこと
 - f. まだ有効な RPTKA 決定書
 - g. まだ有効な IMTA
 - h. DKP-TKA 或いは IMTA 延長手数料支払い証明書
 - i. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推薦状
- (4) (3) 項 e に規定の RPTKA の延長は、RPTKA の有効期間終了の 30 営業日前までに申請すること。
- (5) (3) 項 e の規定は、取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーには適用されない。
- (6) (3) 項 e に規定の技術移転と専門性の移転の枠組みにおける研修実施報告書の形態は、本大臣規程の添付書式 6 に記載の通り。

第 31 条

第 30 条 (2) 項に規定の RPTKA の延長が州の PTSP によって行われる場合、TKA 雇用者は州の局から推薦状を取得する義務を負う。

第 4 章

外国人労働者利用計画の変更

第 32 条

- (1) TKA 雇用者は RPTKA の有効期間終了前に オンラインで RPTKA の変更申請を行うことが可能。
- (2) (1) 項に規定の RPTKA 変更申請は総局長或いは局長に行う。
- (3) (2) 項に規定の RPTKA の変更申請に含まれるのは：
 - a. TKA 雇用者名
 - b. TKA の業務場所
 - c. TKA の役職、及び/或いは
 - d. TKA の数

第 33 条

- (1) 第 32 条 (3) 項 a に規定の TKA 雇用者名の変更を行う TKA 雇用者は、下記をアップロードの上、総局長或いは局長に対しオンラインで RPTKA 変更申請を行うこと：
- a. 変更の理由
 - b. TKA の名称と住所変更証書と管轄機関からの変更承認決定書
 - c. まだ有効な RPTKA
 - d. まだ有効な IMTA
 - e. DKP-TKA 支払い証明書
- (2) (1) 項に規定の要件に不備がない場合、総局長或いは局長は 2 営業日以内に変更 RPTKA を発行する。

第 34 条

- (1) 第 32 条 (3) 項 b に規定の TKA の業務場所の変更を行う TKA 雇用者は、下記をアップロードの上、総局長或いは局長に対しオンラインで RPTKA 変更申請を行うこと：
- a. 変更の理由
 - b. まだ有効な IMTA
 - c. TKA 雇用者の所在証明書、及び
 - d. 業務契約或いは業務実施契約
- (2) (1) 項に規定の要件に不備がない場合、総局長或いは局長は 2 営業日以内に変更 RPTKA を発行する。

第 35 条

- (1) 第 32 条 (3) 項 c 規定の TKA の役職の変更を行う TKA 雇用者は、下記をアップロードの上、総局長或いは局長に対しオンラインで RPTKA 変更申請を行うこと：
- a. 変更の理由
 - b. まだ有効な RPTKA
 - c. 会社組織図
 - d. まだ有効な IMTA
 - e. DKP-TKA 支払い証明書
- (2) 取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの場合、TKA の役職変更は (1) 項の規定を満たす他に、設立証書と管轄機関からの設立証書承認決定書及び/或いはその変更もアップロードすること。
- (3) (1) 項と (2) 項に規定の要件に不備がない場合、総局長或いは局長は 2 営業日以内に変更 RPTKA を発行する。

第 5 章

外国人労働者の要件

第 36 条

- (1) TKA 雇用者が雇用する TKA は、下記の要件を満たすことが義務付けられる：
- a. TKA が就く予定の役職要件に応じた学歴を有していること
 - b. TKA が就く予定の役職に応じた能力認証状を有している或いは 5 年以上の職歴を有していること
 - c. 付き添いインドネシア人労働者に対し専門性を移転する義務の表明書を作成。研修実施報告書で証明のこと
 - d. 6 か月を超えて勤務している TKA は納税者番号を有していること
 - e. インドネシア法人の保険の証書を有している、及び
 - f. 6 か月を超えて勤務する TKA の場合、国家社会保障への加入
- (2) (1) 項 a、b、c の要件は、取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーには適用されない。
- (3) (1) 項の要件は、緊急かつ差し迫った業務のために雇用する TKA には適用されない。
- (4) (1) 項 a、b、c、d、f の要件は下記の者には適用されない：

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a. 一時的業務のために雇用する TKA、及び
 - b. 興業サービスのために雇用する TKA
- (5) (1) 項 c に規定 の付き添いインドネシア人労働者は TKA が就く予定の役職に応じた学歴を有していなければならない。

第 6 章

外国人労働者雇用許可取得手順

第 1 部

外国人労働者雇用許可の発行

第 37 条

- (1) 各 TKA 雇用者は局長が発行する IMTA を有する義務を負う。
- ~~(2) (1) 項に規定の IMTA は保有義務は、海外に所在する取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーにも適用される。~~
- (3) (1) 項に規定の IMTA 保有義務は、外交・領事職員として TKA を利用する外国国家代表事務所には適用されない。

労働大臣令 2015 年第 35 号では、前規定である 16 号の第 37 条第 2 項が下記のとおり改変となり、非居住者である取締役、コミサリスなどは IMTA 取得義務を負わないと記載されました。

第 37 条

- (1) 各 TKA 雇用者は局長が発行する IMTA を有する義務を負う。
- (2) 海外に所在する取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーは IMTA を保有する義務を負わない。
- (3) (1) 項に規定の IMTA 保有義務は、外交・領事職員として TKA を利用する外国国家代表事務所には適用されない。

第 2 部

外国人労働者雇用許可の申請手順

第 38 条

- (1) IMTA を取得するために、TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで申請を行う義務を負う：
- a. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA 支払い証明書
 - b. RPTKA 承認決定書
 - c. 雇用予定の TKA の旅券
 - d. TKA の 4×6 cm のカラー証明写真
 - e. 付き添いインドネシア人労働者の指名書
 - f. TKA が就く予定の役職に応じた学歴を有している
 - g. TKA が就く予定の役職に応じた能力認証状或いは 5 年以上の職歴を有している
 - h. 雇用契約或いは業務実施契約のドラフト
 - i. インドネシア法人の保険会社の保険証書、及び
 - j. 必要な場合、TKA 雇用者が雇用する予定の TKA 用の管轄機関からの推薦状
- (2) 取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの IMTA 申請の場合、(1) 項の規定を満たす他に、設立証書と管轄機関からの設立証書承認決定書及び/或いはその変更もアップロードすること。
- (3) TKA 雇用者が外国国家代表事務所、国際組織、外国商事駐在員事務所、外国駐在員事務所、外国報道代表事務所の場合、管轄機関からの推薦状を取得する義務を負う。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (4) (1) 項 a の規定は政府機関、国際機関、外国国家代表事務所、社会組織、宗教組織には適用されない。
- (5) (1) 項 e、f、g、h、i の規定は、緊急かつ差し迫った業務のために雇用する TKA の役職には適用されない。
- (6) (1) 項 e、f、g、h の規定は、下記の役職には適用されない：
- a. 取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバー
 - b. 一時的業務のために雇用する TKA、及び
 - c. 興業サービスのために雇用する TKA
- (7) IMTA 申請書式は本大臣規程の添付書式 7 に記載の通り。

第 39 条

- (1) 第 38 条 (1) 項に規定の要件を満たしている場合、局長は 3 営業日以内に IMTA を発行する。
- (2) (1) 項に規定の IMTA の有効期間は最長 1 年であり、TKA が就くことが可能な役職に関する大臣決定或いは RPTKA に応じて延長が可能。
- (3) (1) 項に規定の IMTA は下記の申請の根拠となる：
- a. ビザ承認の発行
 - b. 暫定居住許可 (ITAS) の供与と延長
 - c. 訪問居住許可 (ITK) から ITAS へのステイタス移行
 - d. ITAS から恒久居住許可 (ITAP) へのステイタス移行
 - e. ITAP の延長
- (4) (3) 項 e に規定の ITAP の延長の場合、IMTA は ITAP の有効期間に応じて毎年延長すること。
- (5) TKA が取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの役職に就く場合、最長 2 年間の IMTA の供与が可能であり、延長が可能。

第 40 条

- (1) 第 38 条 (1) 項 a に規定の DKP-TKA は、各 TKA に対し、1 ヶ月、役職あたり 100 米ドルと定め、前払いとする。
- ~~(2) (1) 項に規定の DKP-TKA は法規に基づきルピアに換算すること。~~
- (3) 1 ヶ月に満たない TKA の雇用を行う TKA 雇用者は 1 ヶ月分の DKP-TKA を満額支払うことが義務付けられる。
- (4) (1) 項に規定の DKP-TKA 支払い書式には下記を記載する：
- a. TKA 雇用者の名前
 - b. TKA の名前
 - c. TKA の役職
 - d. TKA 利用期間
 - e. 支払額
- (5) (1) 項に規定の DKP-TKA の支払いは、TKA 雇用者が大臣指定の政府系銀行の DKP-TKA 口座に払い込む。
- (6) (1) 項に規定の DKP-TKA は非税国家収入 (PNBP) である。

(労働大臣令 2015 年第 35 号における削除)
DKP-TKA の支払いは、米ドルによるものと改訂されました。

第 41 条

- (1) TKA 雇用者は同じ会社内において 1 つを超える役職で TKA を雇用することが禁じられる。
- (2) TKA 雇用者は他の TKA 雇用者にすでに雇用されている TKA を雇用することが禁じられる。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (3) (2)項の規定は、株主総会（RUPS）或いは理事会に基づき、証書及び管轄機関が承認した承認決定書に記載された取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの役職に就く TKA には適用されない。

第 3 部 外国人労働者雇用許可の延長

第 42 条

IMTA の延長を発行する者は：

- a. 業務場所が 1 州を超える TKA の場合、局長
- b. 業務地域が 1 州内で県/市をまたぐ TKA の場合、州の局長
- c. 業務地域が 1 県/市内の TKA の場合、県/市の局長

第 43 条

- (1) 業務場所が 1 州を超える TKA の IMTA 延長を行う TKA 雇用者は、局長にオンラインで申請を行うこと。
- (2) 業務場所が 1 州内で県/市をまたぐ TKA の IMTA 延長を行う TKA 雇用者は、州の局長に書面或いはオンラインで申請を行うこと。
- (3) 業務場所が 1 県/市内の TKA の IMTA 延長を行う TKA 雇用者は、県/市の局長に書面或いはオンラインで申請を行うこと。
- (4) (1) 項、(2) 項、(3) 項に規定の申請は、IMTA の有効期間が終了する 30 営業日前までに申請する。

第 44 条

- (1) 第 43 条に規定の IMTA 延長申請は、下記を添付或いはアップロードをする：
 - a. IMTA 延長の理由
 - b. まだ有効な IMTA の写し
 - c. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA 或いは州知事或いは県知事/市長が指定した銀行を通じた手数料の支払い証明
 - d. まだ有効な RPTKA 決定書の写し
 - e. まだ有効な RTKA の旅券
 - f. 4×6cm のカラー証明写真 2 枚
 - g. 雇用契約或いは業務実施契約の写し
 - h. TKA の給与/賃金証明の写し
 - i. 6 か月以上働く TKA の場合、納税者番号の写し
 - j. TKA 雇用者の納税者番号の写し
 - k. インドネシア法人の保険会社の保険証書
 - l. 6 か月以上働く TKA の場合、国家社会保障プログラムへの加入証明の写し
 - m. 付き添いインドネシア人労働者の指名書の写し
 - n. 技術移転の枠組みにおける付き添いインドネシア人労働者の研修実施実績報告書、及び
 - o. 関連担当機関で有効な規程に基づき TKA が就く役職に関する担当機関からの推薦状
- (2) TKA 雇用者が外国国家代表事務所、国際組織、外国商事駐在員事務所、外国駐在員事務所、外国報道代表事務所の場合、管轄機関からの推薦状を取得する義務を負う。
- (3) (1) 項 e に規定の TKA の旅券は、少なくとも有効期間が IMTA の有効期間と同様である。
- (4) IMTA 延長申請書式は本大臣規程の添付書式 8 に記載の通り。

第 45 条

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 43 条 (2) 項と (3) 項に規定の IMTA の延長が州或いは県/市の PTSP で行われる場合、TKA 雇用者は州の局或いは県/市の局からの推薦状を取得する義務を負う。

第 4 部

一時的業務のための外国人労働者雇用許可

第 46 条

(1) 一時的業務のための IMTA は下記の場合に供与される：

- ~~a. 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力の~~
- b. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- ~~c. 講演を行う~~
- ~~d. インドネシアにある本社或いは代表事務所で行われる会議への参加~~
- e. インドネシアにある支社において 1 ヶ月を超える期間（黄色部分追記）の監査、生産品質管理、或いは検査
- ~~f. 外国人労働者の勤務能力のトライアル~~
- ~~g. 一度で完了する業務~~
- h. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

(2) 一時的業務のための IMTA は最長 ~~1 か月、ただし (1) 項 b、g、h の場合には~~ 6 か月の期間で供与され、延長不可。

労働大臣令 2015 年第 35 号では、第 16 号第 16 条の改訂に合わせて 46 条の改訂も行っている。最終的な第 46 条の条文は下記のとおり。

第 46 条

(1) 一時的業務のための IMTA は下記の場合に供与される：

- a. 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したもの
- b. インドネシアにある支社において 1 か月を超える期間、監査、生産品質管理、或いは検査を行う
- c. 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、或いは事業調査中の製品に関連する業務

(2) 一時的業務のための IMTA は最長 6 か月の期間で供与され、延長不可。

第 47 条

(1) 第 36 条 (1) 項に規定の一時的業務のために TKA を雇用する雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで IMTA 申請を行うことが義務付けられる：

- a. RPTA 承認決定書
- b. インドネシア法人の保険会社の保険証書
- c. インドネシア共和国在外公館が発行したビザに基づき発行された訪問居住許可を記載、TKA 雇用者が到着を保証した TKA の旅券
- d. 4×6 cm の TKA の証明写真、及び
- e. 大臣が指定する政府系銀行を通じた DKP-TKA 支払い証明

(2) (1) 項に規定の申請に不備がない場合、局長は 2 営業日以内に IMTA を発行すること。

第 5 部

緊急かつ差し迫った業務のための外国人労働者雇用許可

第 48 条

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (1) 緊急かつ差し迫った業務のための IMTA には、自然災害、不可抗力、機械或いは生産設備の故障が含まれる。
- (2) (1) 項に規定の IMTA は最長 1 か月の期間が供与され、延長は不可。

第 49 条

- (1) 緊急かつ差し迫った業務のために TKA を雇用する TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長にオンラインで IMTA を申請することが義務付けられる：
 - a. 緊急かつ差し迫った事態に関する TKA 雇用者からの表明書
 - b. TKA の居住許可を記載した TKA の旅券
 - c. 4×6cm の TKA の証明写真
 - d. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA の支払い証明
- (2) (1) 項に規定の申請に不備がない場合、局長は 1 営業日以内に IMTA を発行すること。
- (3) (2) 項に規定の IMTA が未発行すなわち手続き中の場合、TKA 雇用者はまず TKA を雇用することが可能。

第 6 部

経済特区と自由貿易地域・自由港のための外国人労働者雇用許可

第 50 条

- (1) KEK と KPBPB で TKA を雇用予定の TKA 雇用者は、KEK と KPBPB で指定を受けた官吏に書面或いはオンラインで IMTA を申請することが義務付けられる。
- (2) KEK と KPBPB における IMTA 取得手順は、法規に依る。

第 7 部

水域用の外国人労働者雇用許可

第 51 条

- (1) 業務地域が水域の TKA を雇用する TKA 雇用者は IMTA を保有することが義務付けられる。
- (2) 業務地域が水域の TKA を雇用予定の TKA 雇用者は下記をアップロードした上で、局長にオンラインで申請することが義務付けられる：
 - a. 関連機関からの推薦状
 - b. まだ有効な RPTKA
 - c. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA の支払い証明
 - d. TKA の旅券或いは TKA の船員手帳
 - e. 4×6cm の TKA の証明写真
 - f. TKA が就く予定の役職に応じた能力認証状或いは 5 年以上の職歴
 - g. インドネシア法人の保険会社の保険証書
- (3) (1) 項の IMTA は局長が発行する。
- (4) (1) 項に規定の IMTA は、TKA を雇用する TK 雇用者が運輸分野を管轄する機関が航海許可を発行する根拠として利用される。
- (5) 海洋漁業分野を管轄する機関が発行する技術推薦状にあるクルーリストは水域 ITAS 取得のための IMTA 発行の根拠として利用される。

第 8 部

カラオケガイドのための外国人労働者雇用許可

第 52 条

カラオケガイドとして TKA を雇用する TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで IMTA の申請を行うことが義務付けられる：

- a. カラオケ設備を有する事業場所の許可

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- b. 局長が承認済みの RPTKA
- c. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA 支払い証明
- d. 4×6cm の TKA の証明写真
- e. まだ有効な TKA の旅券
- f. インドネシア法人の保険会社の保険証書
- g. TKA と TKA 雇用者との雇用契約

第 53 条

カラオケガイドのための IMTA は最長 6 ヶ月の期間が供与され、延長不可。

第 9 部

恒久居住許可証保有者のための外国人労働者雇用許可

第 54 条

- (1) 恒久居住許可証保有者である TKA を雇用予定の TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長にオンラインで申請を行うことが義務付けられる：
 - a. まだ有効な RPTKA の写し
 - b. まだ有効な恒久居住許可の写し
 - c. 国家社会保障プログラム加入証明
 - d. 大臣指定の政府系銀行を通じた DKP-TKA 支払い証明
 - e. 雇用契約或いは業務実施契約
 - f. インドネシア法人の保険会社の保険証書
 - g. まだ有効な TKA の旅券
 - h. 4×6cm のカラー証明写真
 - i. TKA の納税者番号、及び
 - j. TKA 雇用者の納税者番号
- (2) (1)項の申請書類に不備がなく要件を満たしている場合、局長は 3 営業日以内に IMTA を発行する。

第 7 章

外国人労働者雇用許可の変更

第 55 条

- (1) TKA 雇用者名を変更する TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで IMTA の変更申請を行う：
 - a. 変更の理由
 - b. TKA の名称と住所変更証書と管轄機関からの変更承認決定書
 - c. まだ有効な RPTKA
 - d. まだ有効な IMTA
 - e. まだ有効な ITAS 或いは ITAP
 - f. インドネシア法人の保険会社の保険証書
 - g. DKP-TKA 支払い証明書
- (2) (1)項の申請書類に不備がなく要件を満たしている場合、局長は 2 営業日以内に 変更 IMTA を発行する。

第 56 条

- (1) TKA の業務場所を変更する TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで IMTA の変更申請を行う：

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a. 変更の理由
 - b. まだ有効な RPTKA
 - c. まだ有効な IMTA
 - d. まだ有効な ITAS 或いは ITAP
 - e. TKA 雇用者の所在証明書
 - f. インドネシア法人の保険会社の保険証書、及び
 - g. DKP-TKA 支払い証明書
- (2) (1) 項の申請書類に不備がなく要件を満たしている場合、局長は 2 営業日以内に變更 IMTA を発行する。

第 57 条

- (1) TKA の役職を変更する TKA 雇用者は、下記をアップロードした上で、局長に対しオンラインで變更 IMTA の申請を行う：
- a. 変更の理由
 - b. まだ有効な RPTKA
 - c. まだ有効な ITAS 或いは ITAP
 - d. まだ有効な IMTA
 - e. インドネシア法人の保険会社の保険証書
 - f. 設立証書と管轄機関からの承認決定書或いはその変更、及び
 - g. DKP-TKA 支払い証明書
- (2) (1) 項に規定の TKA の役職変更は、取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの場合に限り有効。
- (3) (1) 項の申請書類に不備がなく要件を満たしている場合、局長は 2 営業日以内に 變更 IMTA を発行する。

第 9 章 報告

第 58 条

IMTA をすでに保有する TKA 雇用者は、TKA を雇用してから 7 営業日以内に TKA の業務場所に応じて州の局長或いは県/市の局長に報告を行う義務を負う。

第 59 条

- (1) TKA 雇用者は、局長、州の局長或いは県/市の局長に対し TKA の利用について報告し、写しを総局長に送ることが義務付けられる。
- (2) (1) 項に規定の報告に含まれるのは：
- a. TKA の付き添いインドネシア人労働者の研修実施実績、6 カ月に一度
 - b. TKA 利用の終了
- (3) 局長、州の局長、或いは県/市の局長は、3 ヶ月に一度、IMTA の発行について大臣に報告し、写しを総局長に送る。

第 10 章 監督

第 60 条

TKA 雇用者に対し、法規に基づき、労働監督官が監督を行う。

第 10 章 外国人労働者雇用許可の取り消し

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 61 条

- (1) TKA 雇用者が IMTA に合致しない TKA の雇用を行う場合、IMTA を取り消す。
- (2) (1) 項に規定の IMTA の取り消しは下記の者が行う：
- a. TKA の業務場所が 1 州を超える IMTA の場合、局長
 - b. TKA の業務場所が 1 州内で県/市をまたぐ延長 IMTA の場合、州の局長
 - c. TKA の業務場所が 1 県/市内の延長 IMTA の場合、県/市の局長
- (3) (2) 項 a に規定の IMTA の取り消しは、中央レベルの労働監督官からの推薦に基づき行う。
- (4) 州或いは県/市の労働監督官が局長が発行した IMTA に合致しない TKA の雇用を行う TKA 雇用者を発見した場合、法規に基づき手続きを行うために労働監督・労働安全衛生育成総局長に報告を行うこと。

第 62 条

- (1) TKA の業務場所が 1 州内の県/市をまたぐ延長 IMTA の取り消しは、州レベルの労働監督官の推薦に基づき行われる。
- (2) (1) 項に規定の延長 IMTA の取り消しは、労働監督・労働安全衛生育成総局長と調整後に行う。

第 63 条

- (1) TKA の業務場所が 1 県/市内の延長 IMTA の取り消しは、県/市レベルの労働監督官の推薦に基づき行われる。
- (2) (1) 項に規定の延長 IMTA の取り消しは、州の局長と調整後に行う。

第 64 条

- (1) 第 61 条 (2) 項 b に規定の州の局長は、延長 IMTA の取り消しを総局長に報告する義務を負い、写しを労働監督・労働安全衛生育成総局長に送る。
- (2) 第 61 条 (2) 項 c に規定の県/市の局長は、延長 IMTA の取り消しを州の局長と総局長に報告する義務を負い、写しを労働監督・労働安全衛生育成総局長に送る。

第 11 章
雑則

第 65 条

TKA 雇用者は、合意済みの契約に基づき、研修機関において技術・専門性の移転を行うために TKA を派遣することが可能。

第 66 条

取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバーの役職でインドネシアに所在する(黄色部分追記) TKA を雇用する TKA 雇用者は、管轄機関からの設立承認決定書及び/或いはその変更発行日以降、IMTA を保有する義務を負う。

労働大臣令 2015 年第 35 号では、第 16 号第 37 条第 2 項の改訂(非居住者取締役・コミサリスの IMTA 取得義務の削除)に合わせて第 66 条を改訂し、これにより非居住者の取締役・コミサリスの IMTA 取得義務の削除を補強しています。

(労働大臣令 2015 年第 35 号追記)

第 66A 条

技術と専門性の移転の枠組みにおけるインドネシア人労働者の付き添いに関する詳細規定は総局長決定で定める。

(労働大臣令 2015 年第 35 号追記)

第 11A 章
移行規定

第 66B 条

本大臣規程法制化時点において、外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号に基づき下記に該当する DKP-TKA を支払い済みの TKA 雇用者は、差し戻し不可：

- a. 第 37 条(2)項に基づき海外に所在する取締役メンバー、コミサリス会メンバー、或いは理事メンバー、役員メンバー、監事メンバー
- b. 第 46 条(1)項 a に規定の工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力、第 46 条(1)項 c に規定の講演を行う、第 46 条(1)項 d に規定のインドネシアにある本社或いは代表事務所と行われる会議への参加、第 46 条(1)項 f に規定の外国人労働者の勤務能力のトライアル、第 46 条(1)項 g に規定の一度で完了する業務

第 13 章
結びの規定

第 67 条

本大臣規程発行開始時点で、外国人労働者利用手順に関する労働移住大臣規程 2013 年第 12 号（官報 2013 年 1565 号）は取り消し、無効とする。

第 68 条

本大臣規程は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2015 年 6 月 29 日、ジャカルタにて制定
労働大臣
M ハニフ ダキリ

2015 年 6 月 29 日、ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
ヤソナ H ラオリ

インドネシア共和国官報 2015 年 964 号

外国人労働者利用手順に関する労働大臣規程 2015 年第 16 号
添付書類

添付書類リスト

1. 書式 1：RPTKA 記入リスト
 - 1a：RPTKA 記入リスト
 - 1b：RPTKA
 - 1c：TKA 付き添い者としてのインドネシア人労働者の雇用計画
 - 1d：TKA の業務の概要と役職最低要件
2. 書式 2：緊急かつ差し迫った業務のための RPTKA 記入リスト
3. 書式 3：一時的業務のための RPTKA 記入リスト
4. 書式 4：興業サービスのための RPTKA 記入リスト
5. 書式 5：カラオケガイドのための RPTKA 記入リスト
6. 書式 6：インドネシア人労働者研修実施報告書
7. 書式 7：TKA 雇用許可（IMTA）申請書
8. 書式 8：IMTA 延長申請書

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

2013年 6 月 29 日、ジャカルタにて制定
労働大臣
M ハニフ ダキリ

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

外国人労働者利用計画記入リスト

1. 会社名
2. インドネシアの受諾
 - a. 本社
 - 電話/ファックス番号
 - 電子メール
 - ウェブサイト
 - b. 支社
 - 電話/ファックス番号
 - 電子メール
 - ウェブサイト
3. 代表者/責任者名
4. 活動/生産場所*)
5. 業種/生産物
6. 事業許可供与機関
7. 事業許可証番号 日付
8. 事業体のステイタス 外国資本会社/国内資本会社/プロジェクト/機関/財団/国内民間企業/外国企業**)
9. 雇用するインドネシア人労働者の数
10. 雇用機会数

*) 所在地は県/市まで

**) 不必要な個所に取り消し線

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式 1b

外国人労働者利用計画

No	役職名	TKA の数	利用期間	雇用開始	備考
1	2	3	4	5	6

付記：組織図を添付

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

TKA 付き添い者としてのインドネシア人労働者雇用計画

No	役職名	TKA の数	TKA の付き添い者としてのインドネシア人労働者の数	インドネシア人労働者の学歴と職歴		
				学歴	職歴	
1	2	3	4	5	6	7

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式 1d

TKA の業務の概要と役職最低要件

No	役職名	業務/役職 の概要	最低要件	
			学歴	職歴
1	2	3	4	5

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式2

緊急かつ差し迫った業務のための外国人労働者利用計画記入リスト

1. 会社名
2. インドネシアの住所
 - a. 本社
 - b. 支社
 - c. 電話/ファックス番号
3. 代表者名
4. 活動場所
5. 活動の種類
6. SIUP 番号
7. 事業体のステイタス
8. 事業供与機関

*) 不必要な個所に取り消し線

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

かつ差し迫った業務のための外国人労働者利用計画

No	役職名	TKA の数	利用期間	雇用開始	備考

日付、ジャカルタ
代表者

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

一時的業務のための外国人労働者利用計画記入リスト

1. 会社名
2. インドネシアの住所
 - a. 本社
 - b. 支社
 - c. 電話/ファックス番号
3. 代表者名
4. 活動場所
5. 活動の種類
6. SIUP 番号
7. 事業体のステイタス
8. 事業供与機関

*) 不必要な個所に取り消し線

一時的業務のための外国人労働者利用計画

No	役職名	TKA の数	利用期間	雇用開始	備考

日付、ジャカルタ
代表者

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

興業サービスのための外国人労働者利用計画記入リスト

1. 会社名
2. インドネシアの住所
 - a. 本社
 - b. 支社
 - c. 電話/ファックス番号
3. 代表者名
4. 活動/ショーの場所
5. 活動の種類
6. 興業許可番号
7. 事業体のステイタス
8. 事業供与機関

*) 不必要な個所に取り消し線

興業サービスのための外国人労働者利用計画

No	役職名	TKAの数	利用期間	雇用開始	TKAの賃金	シヨ一の場所

日付、ジャカルタ
代表者

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

カラオケガイドのための外国人労働者利用計画記入リスト

1. 会社名
2. インドネシアの住所
 - a. 本社
 - b. 支社
 - c. 電話/ファックス番号
3. 代表者名
4. 活動場所
5. 活動の種類
6. SIUP 番号
7. 事業体のステイタス
8. 事業供与機関

*) 不必要な個所に取り消し線

カラオケガイドのための外国人労働者利用計画

No	役職名	TKA の数	利用期間	雇用開始	備考

日付、ジャカルタ
代表者

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式6

インドネシア人労働者の研修実施報告

No	TKAが就く役職名	実施した研修		付き添い者としてのインドネシア人労働者名		研修プログラムの実施		雇用契約	備考
		種類	期間	インドネシア人労働者名	インドネシア人労働者の役職	社内	社外*)		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

*) 研修機関と住所を記載

日付、ジャカルタ
代表者

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式 7

外国人労働者雇用許可（IMTA）申請書

- I. TKA 雇用のための許可申請データ
1. 会社/機関名：
 2. 代表者/責任者名：
 3. 会社/機関住所
電話・ファックス番号、電子メール
 4. 事業許可：
 - a. 発行者
 - b. 番号
 - c. 日付
 5. 業種：セクターコード
 6. 労働者の数
 - a. インドネシア 人
 - b. 外国人 人
 7. 労働者利用計画：承認済み
 - a. 承認決定書番号
 - b. 有効期限
- II. 雇用予定の外国人労働者データ
1. 名前
 2. 海外での住所
 3. インドネシアでの住所
 4. 国籍
 5. 旅券番号
有効期限
 6. 出生地
生年月日
性別 男 女
 7. 婚姻ステイタス 既婚 未婚
 8. 最終学歴*)：
 9. 職歴*)：
 - a.
 - b.
 - c.
 10. 保有する入国/居住許可
 - a. ビザ
 - 種類
 - 番号
 - 発行日
 - 有効期限
 - b. 暫定居住許可
 - 番号
 - 発行日
 - 有効期限
 - c. 身分報告証明書（SKLD）
 - 番号
 - 発行日
 - 有効期限
 - d. 住民カード
 - 番号
 - 発行日
 - 有効期限

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

III. 外国人労働者が就く予定の役職

1. 役職名
役職レベル： 取締役 プロフェッショナル
 トップマネージャー スーパーバイザー
 アドバイザー 技術者
2. 役職の説明（任務、責任、権限）
3. 当該役職に就くための特定要件
 - a. 学歴：
 - b. 職歴：
4. 配置場所：
 - a. 1つ目の州
 1. 1つ目の県/市
 2. 2つ目の県/市
 - b. 1つ目の州
 1. 1つ目の県/市
 2. 2つ目の県/市
 - c. 全国

IV. 雇用条件

- a. 雇用契約有効開始日：
- b. 供与される便宜と給与：
 1. 住居：あり なし
 2. 車両：あり なし
 3. 月給：US\$

V. その他必要な説明

以上、正しく記入し、その正当性に責任を負う。

6000 ルピアの印紙の上に責任者の署名と名前を明記

*) 卒業証明書の写し/その他正当な証明書を添付

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

書式 8

外国人労働者雇用許可（IMTA）延長申請書

- I. TKA 雇用のための許可申請データ
1. 会社/機関名：
 2. 代表者/責任者名：
 3. 会社/機関住所：
電話・ファックス番号、電子メール
 4. 支店所在地：
 5. 事業許可：
 - a. 発行者
 - b. 番号
 - c. 日付
 6. 業種
セクターコード
 7. 労働者の数
 - a. インドネシア 人
 - b. 外国人 人
 8. 労働者利用計画：承認済み
 - a. 承認決定書番号
 - b. 有効期限
- II. 雇用予定の外国人労働者データ
1. 名前
 2. 海外での住所
 3. インドネシアでの住所
 4. 国籍
 5. 旅券番号
有効期限
 6. 出生地
生年月日
性別 男 女
 7. 婚姻ステイタス 既婚 未婚
 8. 最終学歴*)：
 9. 職歴*)：
 - a.
 - b.
 - c.
 10. 保有する入国/居住許可
 - a. ビザ
種類
番号
発行日
有効期限
 - b. 暫定居住許可
番号
発行日
有効期限
 - c. 身分報告証明書（SKLD）
番号
発行日
有効期限
 - d. 住民カード
番号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

発行日
有効期限

III. 外国人労働者が就く予定の役職

1. 役職名

役職レベル： 取締役 プロフェッショナル
トップマネージャー スーパーバイザー
アドバイザー 技術者

2. 役職の説明（任務、責任、権限）

3. TKA の付き添い者としてのインドネシア人労働者

- a. 学歴：
- b. 職歴：
- c. 役職に就くための要件：
- d. インドネシア人労働者に実施予定の研修
- e. TKA からインドネシア人労働者への交替計画

IV. 雇用条件

1. 雇用契約有効期限：

2. 供与される便宜と給与：

- a. 住居：あり なし
- b. 車両：あり なし
- c. TKA の月給：US\$
- d. インドネシア人労働者の月給

V. その他必要な説明

以上、正しく記入し、その正当性に責任を負う。

6000 ルピアの印紙の上に責任者の署名と名前を明記

*) 卒業証明書の写し/その他正当な証明書を添付

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。